

日本音楽教育学会編集委員会規定

- 第1条 学会会則第14条6項にもとづき編集委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条 この委員会は、『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』の編集を行う。
- 第3条 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』は、原則としてそれぞれ年1回以上発行する。
- 第4条 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』は、学会が契約した国内外のオンラインデータベースを通じて、その内容が全文公開される。
- 第5条 『音楽教育学』は、研究論文、研究報告、研究動向、論考、反論、書評等を掲載する。
- 2 委員会は、『音楽教育学』に投稿された研究論文、研究報告、研究動向、論考について、編集委員2名、外部査読者1名の3名に査読を依頼し、この結果をもとに採否を決定し、理事会に報告する。
- 3 委員会は、『音楽教育学』に投稿された前項以外の原稿についてその採否を決定するが、内容によっては査読者の判断を求めることがある。
- 第6条 『音楽教育実践ジャーナル』は、特集と自由投稿で構成し、実践的な研究（研究論文、研究報告、実践紹介、提案、討論、資料等）を掲載する。
- 2 委員会は、『音楽教育実践ジャーナル』に投稿された研究論文、研究報告について、編集委員2名、外部査読者1名の3名に査読を依頼し、この結果をもとに採否を決定し、理事会に報告する。
- 3 委員会は『音楽教育実践ジャーナル』に投稿された前項以外の原稿について、その採否を決定し、理事会に報告する。
- 第7条 委員会は、『音楽教育学』『音楽教育実践ジャーナル』に掲載予定の原稿については必要に応じて執筆者に内容、その他表現上の修正を求めることがある。
- 第8条 委員会は、会員の中から選ばれた下記13名の委員をもって構成する。
- (1) 本学会の専門研究分野を考慮して、理事会が推薦する委員 11名
- (2) 常任理事の互選による委員 1名
- (3) 常任理事以外の理事の互選による委員 1名
- 第9条 委員は任期を、2年とし、連続2期を越えないものとする。
- 第10条 委員会に委員長および副委員長各1名をおき、委員のなかからそれぞれ互選する。委員長は委員会を招集し、委員会の業務を統括する。理事会が必要とした場合には理事会または常任理事会に陪席し、報告を行う。副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- 第11条 委員長の投稿はこれを認めない。

第12条 委員会は、毎年1回以上全委員の総会を開き、編集方針、その他について協議する。

第13条 『音楽教育学』投稿規定、『音楽教育実践ジャーナル』投稿規定は、別に定める。

附 則

この規定は、令和7年11月9日より改定施行する。